

中央区告示第**二〇三**号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、東京都計画地域冷暖房施設八重洲日本橋地区地域冷暖房施設を次のように変更しましたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供します。

令和八年九月二十九日

中央区長 山 本 泰 人



都市計画の種類・名称	都市計画を定める土地の区域	縦覧場所
東京都市計画地域冷暖房施設 八重洲日本橋地区地域冷暖房施設	変更する部分 東京都中央区八重洲一丁目、 日本橋一丁目、日本橋二丁目 及び日本橋三丁目各区内	中央区都市整備部都市計画課 （中央区役所本庁舎五階）